

議会運営委員会 会議録

日 時 令和5年12月 5日（金曜日）

午前8時45分開会、午前9時22分閉会

場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 議長挨拶
 - 4 協議事項
 - (1) 新たに提出された請願・陳情について
 - (2) 令和6年度税制改正に関する提言について
 - (3) 通学バスに関する要望書
 - (4) その他
 - 5 閉 会
-

出席委員（7名）

委員長	吉田	千鶴子
副委員長	目黒	英一
委 員	小坂	博
委 員	勝田	達也
委 員	矢口	勝雄
委 員	田中	義法
委 員	菅井	歩美

欠席委員（0名）

その他出席した者

議 長	島岡	宏明
-----	----	----

事務局職員出席者

局 長	櫻井	良哉
次 長	天貝	健一
次長補佐	小野	聡
主 査	津久井	麻美子

主 査 松本 裕司
主 幹 高橋 陽平

傍聴者（２名）
男０名、女２名

○吉田委員長 おはようございます。ただ今より議会運営委員会を開会いたします。傍聴はありますか。

（「ありません」との声あり）

○吉田委員長 では、議長から御挨拶願います。

○島岡議長 早朝よりお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。年末を締めくくる議会の今日が初日でございます。そしてまた、この議運の重みがこれから問われるところでございますので、皆様で慎重審議のほどよろしく願います。今日はよろしくどうぞお願いいたします。

○吉田委員長 それでは早速、協議事項に入ります。協議事項１新たに提出された請願陳情について協議をお願いします。受理番号６の被害者からの郵送による陳情について、事務局から説明願います。

○天貝議会事務局次長 資料１をお願いします。新たに２件の陳情の提出がございまして、受理番号６が東京都北区のインボイス制度を考えるフリーランスの会から郵送により提出されたもので、「年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情」であります。内容を要約いたしますと、生活保護を受給する外国人高齢者の増加に伴い地方財政が圧迫されていることから、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書を提出して欲しいというものです。市外からの郵送による陳情は、先例では全協でコピーを配布することとなっておりますので、御協議をお願いいたします。

○吉田委員長 ただ今の件で、何か御意見ありますか。

（「なし」の声あり）

○吉田委員長 ただ今説明にありました通り、市外者からの郵送による陳情ということではございますので、特になければ慣例に従って、全員に全議員に配布するという形でよろしいでしょうか

（「異議なし」との声あり）

○吉田委員長 異議なしと認めます。それでは、受理番号６年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採決を求める陳情は、事務局説明のとおり、先例に基づき、全員協議会において、全議員に配布することに決定いたします。次に、受理番号７土浦第２小学校児童クラブの委託運営会社の運営内容改善に関する陳情書を事務局から説明願います。

○天貝議会事務局次長 資料１７ページからとなります。提出者は土浦第二小学校児童

クラブ保護者会会長で、「土浦第二小学校児童クラブの委託運営会社の運営内容改善に関する陳情書でございます。内容を要約しますと、二小児童クラブの委託運営会社が変わり、その会社側と雇用されている支援員との間に問題が生じており、支援員が一斉に退職してしまう恐れがあり子供を預けられなくなってしまうことから、19ページに記載の8項目を陳情するというものです。1点目が委託運営会社の選定を入札からプロポーザル方式に変更して欲しいというもの。2点目が支援員に対して危機管理等の研修を実施するよう委託運営会社を指導して欲しい。3点目が子供の遊び等に関する企画や提案ができるよう委託運営会社に指導すること。4点目が会社と支援員間でいわゆる「報連相」を密にするよう指導すること。5点目がコスト面だけでなく保育内容を重視するよう指導すること。6点目が管理責任者や支援員を確実に確保するよう指導すること。7点目が会社の方針に従えない支援員は退職しても構わないという発言があったことから、児童クラブの運営方針等に保育課からも強く指導できる仕組みを作ってほしい。8点目が児童クラブ利用者の要望等を保育課が直接吸い上げる仕組みを作ってほしいという内容でございます。以上です。

○吉田委員長　ありがとうございます。それでは、委員の皆様から、ただ今の説明につきまして、御意見をお願いしたいと存じます。

○勝田委員　文章に関しましては、読ませていただきました。今現在、お子さんを預けてる保護者の方が、相当に不安を持って、またその運営に対して御不満もあるということが、読み取れる文章でございます。陳情内容に関しましては、運営会社に直接どうこうということではなくて、運営会社に対する指導責任監督責任がある。これは私前回の委員会で、市の課長に確認をしましたが、もちろん、市でお金出してるわけですから、監督責任はあるわけです。そこをですね市に対して、やってくださいということでありますので、内容に関しては、私は問題がないのではないかなというふうには感じております。また一つ付け加えさせていただくのであれば、本来、陳情が出る前にですね、こういった個別の案件に関しましては、市の担当の方とですね、直接保護者の方、運営会社とはできないでしょうか。市の担当に、個別にこういった事案をおっしゃっていただいて、市がそれに対してどのように対応していくかというようなことを、僕は密にですね、市民の方と真摯に向き合ってやられるべきではないかなというふうに思います。やってらしたのかもしれないですけども。この文章を読む限りでは、保護者の方はそれに対して満足はされていないということも読み取れますので、そのあたり、議会としては、市民の声に真摯に耳を傾けるべきではないかなというふうに思います。私の意見です。

○吉田委員長　先ほどちょっと事務局からの説明の中で、何かこれを提出に当たっての支障というか、何かございますか。

○天貝議会事務局次長　陳情書の中の18ページですねこちらの趣旨の記載がございます。この中で2段落目を御覧いただきたいと思うんですけれども、2段落目の2行目からです。これ上席の方のことだと思いますけれども、上長に市議会議員の訪問を事前に報告しなかったことが問題にされました。次の行のまた最後からです。また、主任が市議会議員と会話をしたことが、会社の規定する勤務時間内に政治活動を行った行為と

判断されました。以上の理由により、主任の先生の異動が決定し、主任の先生は移動先まで勤務をすることが困難であるとして、退職されました。委託会社の異動決定に関しては、保護者の要望で議員が訪問したことが主任の先生の責任にすりかえられていることという記載がございまして、その下の行の最後です。

○吉田委員長 追加議案の提出については以上であります。その他、執行部から何かありますか。委託会社の異動決定に関しては、保護者の要望で議員が訪問したことが主任の先生の責任にすりかえられていることという記載がございまして、その下の行の最後です。委託運営会社に異動撤回を要望したが聞き入れていただくことができませんでしたということがございます。こちらの記載については、当該会社内の人事に関することであろうというふうに考えられます。それから先ほど御説明いたしました19ページの陳情項目。七、八点ほどございますけどそのうちの4点目です。委託名会社等支援員との報告連絡相談、報連相ですね。こちらを委託会社に指導してくれという内容ですけども、こちらにつきましては会社内のルールなのかなというふうな感じがいたします。また7点目ですけども、1行目後半から会社の方針に従えないものは退職して構わないという発言がありましたと。そうしたことから、保育課からも強く指導できる仕組みを作ってくださいという陳情項目でございますけれども、これにつきましては労使間に関することでございますので、行政が強く指導するという内容になっておりますので、これについてもどうかなという疑問点がございます。またこの陳情書につきましては必要な要件がそろっているということで、体裁上何の問題もございませんけれども、土浦第二小学校児童クラブの委託運営会社に関する内容でありますので、その企業名会社名が容易に特定することができます。しかも内容が当該会社に不利益を与える可能性があるものと、いうふうに考えられます。従いまして議会がこの陳情を上程して審議するかどうかを慎重に判断すべきではないかというふうに考えております。説明は以上です。

○吉田委員長 ありがとうございます。ただ今事務局次長よりお話がございました。そういった点も踏まえて、皆様からの御意見を改めて。勝田委員に先にすいませんありがとうございます。御意見いただきましたが、その他の皆さん、

○小坂委員 主旨としてはですね、大変いろいろとですね、困られてることもわかりますし、何とか改善したいというお気持ちは大変よくわかります。ただは、先ほど天貝次長がいたところでもありますけども、労使間の問題とかですね、個人が、或いは特定の会社がとか類推されると、そういうことを公のところでこれ議論されるということというのは、議会としてはどうなのだろうということでございます。これすべて公開されますし、そして例えば、こういうお困りのことをに対してですね、陳情とかもございましていろいろ方法はあると思います。ですから、今回、このちょっと文章の中ですね先ほどおっしゃられた2段目のところですね、この中で、何らかの形で退職されるとか、そういったこと等にですね立ち入った議論というのは、これは議会ではちょっとできないだろう。なおかつですね。もしこのことによって、この法人かな、お名前はちょっと私も存じませんが、不利益をこうむったとした場合にですね、市と対立しますよということも当然想定されますんで、これを議会で取り上げて議論されるかどうかというの

は、ちょっとなかなか難しい部分もあるのかなというふうに思います。趣旨としては十分理解できますので、また、別な方法もあってもいいかなという気がいたしますのでよろしく願いいたします。

○田中委員 この陳情書に限り主旨は理解できるんですけど、実際にちょっと私も新人なんでわかんないんですけど、これは会社と従業員っていうようなイメージなのかなと思うんですけど、労使協定で、労働基準監督署の方に行くべき内容なのではないかなと思ひまして、それは議会で取り上げる内容なのかなっていうのが、ちょっと確認したかったところでございます。よろしく願いいたします。

○吉田委員長 私がそれにこたえるというところなかなか難しいことではございます。先ほど説明がございましたように、次長よりお話がございました労使労使間の、うん。ことであるということがこの文章から読み取れることであるというふうには理解をしております。

○目黒副委員長 こちらの名簿でございます11月22日に保育課と、保護者の方との話し合いの場も設けられたということで、再度問題点を伝えられたことで、なかなか保育課の方も検討しながら慎重に対応していただいていると思います。そこでやっぱりこういった問題だけじゃないんですけども、市の担当と、そういう市民の方との思いと、実際にこの業務をするって上で、どうしても思いと違うところ、なかなか進み具合が思うようにいかないっていうところで、保護者の方も大変不安に思われるかと思うんですけども、実際話を問題点を伝えていただいたということで、もうしばらくこの状況を担当部署にお任せいただいて、また再度ですね、ある程度期間を空けた上で、話し合いの場を設けていただいていた方が、他の御意見をお持ちの保護者の方もいらっしゃるかもしれないですし、そういった運営につきましては、非常に不安に思われるとは思いますが、うまくお子様も保護者の方も、運営する側もまた保育課も、みんなが連携してうまくできるような、そういった体制をとっていただければと思います。また、今後でもありますねこの問題、他の学校児童クラブでもあると思うんですけども、そういう何でしょう、共有しながら問題と同じような問題もあると思うんです。そういった問題点も共有しながら、土浦市全体の児童クラブが改善していけるようなそういったきっかけになればと思います。この陳情に関しましては、これをきっかけに、土浦市全体の児童クラブの改善に繋がればと思います。また議会のほうでも、この問題については共有しつつ、現状は担当にお任せしつつ、また、市のほうも、議会の方も関わっていけたらなと思っております。一応、意見でございます。以上です。

○菅井委員 すいません。菅井です。よろしく願いいたします。私も小学生の子供を持つ親の立場として、保護者という目線で、この陳情を読ませていただいた時に、やはりお気持ちとしては非常によくわかることだなと感じました。私自身もやっぱり児童クラブを利用するに当たって、不安に感じたことだったり等は過去にありましたので、その気持ちは大変よく分かるところです。しかし、やはりこのお子さんを預かる保育関係も児童クラブ関係、自分もそういった職務に携わるという部分に関して見ると、やはり、労使間の問題等があるのかな、そこが強く感じるかなという部分もあるので、現状です

ぐに取り上げてどうこうできるのかっていうところに関しては、難しいのかなと感じておりますんで、今こうやって二小の児童クラブに関しての話で出ておりますが、土浦市内たくさんあります児童クラブも、様々な運営元でやっておりますので、これが子供たちに本当に多大なる不利益が生じるっていうことになってくると、また話が変わってくると思うので。何にせよ、ちょっと時間をかけて情報収集であったり等を、いろんな背景を把握することが必要なのかなと考えております。なので今現状でといたら難しいことと思いますが、今後ちょっと時間をかけて、市内のこういった児童クラブのほかにもやっぱりお子さんに関するお預かりするっていうところで、何かお子様に不利益が生じないか等を含め、ちょっとゆっくり時間をかけてしていくことが、最善の策ではないかと私は感じました。以上です。

○勝田委員　じゃあすいません。もう1個だけ付け加えさせてください。皆様の御意見聞くと労使間の問題には、議会としてはね、入るべきではないというお考えも私もそれは理解できます。しかしながらですね、結果として今、子供に不利益があるのかないのかという視点からとらえますと、この陳情文からも、子供に対するメニューの提供ということが今までと違うんで、それが不利益だということも読み取れますので、今現在で子供に全く不利益がないという認識はいかがなものかというふうに私は感じます。もう一つね。よく状況を聞いたほうがいいってのはもうその通りなんです。ただ現実的な話をしますと、これ毎年入札かけてるんですよ。来年度の入札っていうのがやがてやってきます。その時までにはこういった問題点を市の方で把握をしていただいて、それを入札に生かせる。つまり、発注者ですから。そういったことは一切無視をするということは僕は違うのかなというふうに思いますね。そういった御不安。それが例えば労使間である、あるにしてもですね、それに対する発注権限者は、こういうふうにして欲しいということは僕はいえるのではないかなと。議会がねもう始まってる契約に対してどうこう言うのは確か難しいと思いますけども、時間があまりないということはちょっと御理解いただきたいんですよ。今回の議会が終わると、次3月なわけですけども。3月の段階では入札はされてるのかなというふうに思います。そういった状況もありますので、現場の把握云々ということはやるのであれば、これ迅速にやるべきであろうし、それが解決されないまま来年の入札に入って、業者の方がまた決まられるということが、陳情者、あるいは陳情者の方ですよ。陳情者を1人じゃないでしょうから、そういったお子さんを預けてる方にとってどのように映るのかということも、私はちょっと心情としては、取りたいなというふうには思ってます。ただ、ちょっと様々な問題があるということもそれは理解はしてます。この内容に対してね、労使間のことですよとか企業から訴えられたらどうするんだ。しかしながら、企業から訴えられるとそれは困るかもしれないけども、企業の利益と保護者の利益が反するものであれば、それをどうするべきかということに関しては、市民、第1の原点に立ち返って考えるべきであろうというふうに私は感じ、時間があまりないというのもですね、そこでは考えていただく陳情以外の手法もあるということも、それは十分理解できます。それは市の方でやっぱりやっていただかなきゃいけないということを感じてます。意見です。

○小坂委員 先ほども申し上げたんですけども、中身についてですね、いろいろ議論もあることだし、今後の問題もありますし手法もありますよということなんですが、今回ですね。これ議会運営委員会がいいということで議論されてます。これはですね、ここだけの議論ではなくてですね、もういろいろな形で土浦市そして議会全体として議論されてるということで、この内容についてですね。何ていうか、出されたということで、趣旨はね、十分伝わってると思います。ですからそういう意味で問題提起として、これはとても意味があったんだろうと思われます。ですからこの後はですね。だんだん物事が動いていくだろうと思っております。ということで、中身の文書の云々ということについてはなかなか、労使間の問題もありますんで、これを議会で本当に議論できるかっていうのはちょっとなかなか難しいというのはこれ私の考えです。ですからただ、趣旨は間違いなく通ってますということで御理解をいただきたいなと思いながら、今考えておりますよろしくお願いします。

○吉田委員長 その他ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 それでは皆様から御意見賜りました。私自身も、今皆様からのお話を伺いながら、この思い、あるいは趣旨、安心して子供たち預けられるよう、指導して欲しいよと。そういう思いというのは、皆さん共有しているところだというふうには、皆さんのお話から、理解をいたしました。ただ、陳情という内容につきますと、二小児童クラブの運営会社という状況が記載をされているというところでありまして、その辺について、皆さんも御意見を今いただいたかなというふうには思った次第でございます。別の角度でまたこの趣旨がしっかり伝わっておりますので、他の、例えば文教厚生委員会で、しっかりと内容等についてですね、別の角度でですね、この陳情請願とは別にまた考えていかなければならない視点なのかなということは感じております。ただここは議運ということで、これをしっかりと取り扱うのか取り扱わないのか、その点を決めていかなければいけませんので、様々あろうかというふうに思うんですけども、ここです、皆様から受理番号7の取扱いの賛否を確認をして参りたいと存じます。この上、陳情をまずは上程することに、賛成とする方は挙手を願います。

(賛成：勝田委員・矢口委員)

○吉田委員長 ありがとうございます。2名の方が賛成ということでございます。勝田委員、矢口委員ということです。次に反対される方は挙手を願います。

(反対者：小坂委員・目黒副委員長・田中委員・菅井委員)

○吉田委員長 はい。4名の方ということで、先ほども反対意見としては述べさせていただいたところでございますので、それをもって理由とするということでよろしいでしょうか。事務局よろしいですか。

○天貝議会事務局次長 はい。

○吉田委員長 それでは、反対多数により上程せず、付託を行わないことといたします。

○矢口委員 取り扱わないっていう結論が出ました。私は取り扱うべきだということで賛成をさせていただきましたが、こういう結果ということで受けとめたいと思います。ただですね。陳情事項の8番はこれ保育課に対してであります。私は議会に対してとしても受けとめなければいけない。そのことだけ申し上げさせていただきます。すいませんでした。

○吉田委員長 それでは次、次に協議事項（2）令和6年度税制改正に関する提言について協議をお願いいたします。事務局より説明願います。

○天貝議会事務局次長 それでは資料の2の方をお開き願います。毎年この時期に提出されております税制改正に関する提言でございます。内容につきましては中小企業の活性化に配慮した税制の構築を提言書として取りまとめたというものでございます。先例では全協にコピーを配布するというようになっておりますので御協議をお願いいたします。

○吉田委員長 ただ今の件で何か御意見ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○吉田委員長 なしということでございますが、先例通りということで、例年、皆さんに配布という形でされているということで御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○吉田委員長 異議なしと認めます。それではただ今のとおり全員協議会において、全員に配布することで、させていただきたいと存じます。それでは、次に協議事項（3）通学バスに関する要望書、協議をお願いします。事務局より説明願います。

○天貝議会事務局次長 資料3をお願いします。提出者は新治学園義務教育学園PTA会長で、要望内容は大きく分けて2項目ございます。1点目は土浦市立小学校の通学バス運行基本方針の緩和で、具体的には2キロ以内の地区でもバス利用を認めてほしいなどの緩和に関するものです。2点目は新治学園地区の通学バスにおける変更願いで、バス停の位置の変更などでございます。同じ要望書が市長宛にも提出されており、提出者は全議員への配布を希望されておりますので、御協議をお願いいたします。

○吉田委員長 それでは、ただ今の説明につきまして、皆様からの御意見を伺いたいと存じます。特になければ、全議員に配布することにしていきたいかと存じますが、何か御意見ございますか。私から1点だけこれ全員に配布するというので、この内容については、それ、この提出者が直接、教育委員会との話という状況になるとかそういうことは、想定されている話なんです。あくまでもこれは私どもはどうする取扱いをどうするかということなんでございますが、その後についての流れみたいなものは何かあるんでしょうか。

○天貝議会事務局次長 こちらの議長宛に要望書という形でできておりますけれども、その際に教育委員会の職員も来ておりましたので、また市長宛にも出てくるということですので、担当部署にはこの要望内容は行っているというものです。議会としては陳情の要望書については、全協で配布するという先例がありますので、それについて御協議いただければと思います。

○小坂委員 分かればでいいんですけど、参考までにバス対象希望地区ということで、高岡根地区ということなんで、これって新治の高岡根というのは下の方ですかね。

○櫻井議会事務局長 高岡根につきましては、上も下もございます。125号線の方の上の、旧の125号線の上の方ですね。それから下もございます。ただ、下の方になってくると、やはり坂が急でございまして、御承知かもしれませんが、あそこに法雲寺というお寺が途中にあるんですけども、かなり立派なお寺なんですけどもその、坂のところがかなり急だったりしてそこを通学路にするっていうのが非常に、やはり子供たちには小さい子供たちにはやはり大変だっていうふうに思われます。以上です。

○小坂委員 すいません。そうですね距離同じ2キロでもですね、坂道と平らなところって違うような気がするんだけど、その辺も考慮されてるんでしょうけど。すいません。ちょっとお聞きいただけなんでよろしく願いいたします。

○吉田委員長 そのほか、ないようでございまして、先例に従い、全員協議会で、全員に配布ということで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 異議なしと認めます。その他、事務局いかがでしょうか。

○天貝議会事務局次長 1点ですけれども、先ほど二小児童クラブに関わる陳情がございました。今回支障があったという内容で、特定の個人または団体が特定されてしまうような内容につきましては、今後こういうものが提出されますと、また同じ議論になって参ると思います。そういったことから他の地方自治体の中では、そもそもそういった内容については御遠慮いただきたいとルール化をしているところもございまして、今後、議運の中で陳情書の取扱いのあり方について検討しておった方がよろしいかと思えますけれども、それについて御意見とかいただきたいと思えますけれども。

○吉田委員長 わかりましたありがとうございます。こういった趣旨の取扱いについて、今後ですね、この議運でしっかりと、他市の事例も鑑みながら、議論を深めてまいりたいというふうに思いますが、その件についてはよろしいでしょうか。ただ今次長からの説明のあったとおりと進めて参りたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 異議なしということで、よろしく願いしたいと存じます。そのほかございますか事務局の方から。

○天貝議会事務局次長 ありません。

○吉田委員長 なければ、以上ですが、本日の資料は、各議員にこの後、非公表とするものはありませんか。事務局いかがですか。

○天貝事務局次長 ございません。

○吉田委員長 なければ、すべての資料を公表とさせていただきます。

○吉田委員長 それでは、以上を持ちまして議会運営委員会を閉会します。お疲れ様でした。